# 景観色彩問題の事例分析に基づく 色彩規制の在り方に関する考察

中野 雄大1・中井 祐2

<sup>1</sup>学生会員 東京大学工学部社会基盤学科(〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1, E-mail:yuta@keikan.t.u-tokyo.ac.jp)

2 正会員 工博 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻(〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1, E-mail:yu@keikan.t.u-tokyo.ac.jp)

日本においては 2005 年の 6 月 1 日に景観法が全面施行され, 色彩規制を法律に基づいて実行できるようになった. 従来は自主条例によってのみ色彩規制が行われていた経緯から考えると, 画期的なことであり, この背景には, 近年見られるようになった景観の色彩をめぐる問題が関係していると思われる.

本論文は、景観色彩問題として建物の外壁色が問題となった実例を対象とし、実例の経緯を、関係者へのヒヤリングや文献調査により明らかにした。その事例を分析することで、景観色彩問題が起こる主要要因を指摘した。さらに現在、主に行われているマンセル値による色彩規制に注目し、今後の色彩規制のあり方について考察を加えた。

キーワード:景観色彩,マンセル値,色彩規制

#### 1. はじめに

#### (1) 背景および目的

ョーロッパの街並みを見ると、色彩に統一感があるように感じる.対して日本の街並みを見ると、古くは瓦や木材を使い、固有の色彩景観が成立していたはずだが、明治の欧風化や高度成長等の社会的影響、また塗装に関する技術の変化と発達を背景として、現在乱雑な色彩景観を形成している.

2つの主たる違いはその規制の仕方に基づくと考えられ、ヨーロッパでは材料やそれに付随する色彩を例示しながら規制を行っている.

日本では2005年に景観法が全面施行され、景観法に基づいて策定される景観計画において景観の色彩に関する 事項が設けられるようになった.この背景には乱雑な色 彩景観に関する住民と施主間の紛争があったことも忘れ てはならないだろう。

本論文では、建築物の色彩が問題になった事例の調査 分析によって、景観色彩に関する対立が起こる要因を明 らかにし、現在主として行われているマンセル値による 色彩規制について考察することが目的である。

#### (2) 既往研究

本論文に関連した研究として、島村による「景観色彩 計画をめぐる諸問題について―人口景観美学の仮定と面 分割方式の提案―<sup>1</sup>」(土木学会),伊藤らによる「建物の外壁色が近隣地域に与える社会的影響に関する一考察―高輝度黄色系の外壁仕上げの量販店を事例とした実態調査―<sup>2</sup>」,三輪らによる「都市景観形成のための大規模建築物の色彩誘導基準に関する研究―尼崎市の景観届出制度適用建築物の実態調査を通して―<sup>3</sup>」,豊野らによる「景観計画における色彩の規制と誘導〜景観法制定後の各自治体の動向〜<sup>4</sup>」等がある.

これらは、色彩計画そのものを対象として考察するものが多く、事例に触れているものは少ない、本論文は、景観色彩をめぐる問題を主対象に取り上げ、その実例から問題が起こる要因を探っていく点で既往論文と異なっている。

#### 2. 実例調査

#### (1) 研究方法と対象

本論文は、景観の色彩が問題となった事例の内、特に建築物の外壁色に関する問題に限定する。それぞれの事例について、問題となった建築物の事業者・施主、周辺住民等、関係者へのヒヤリングを行うと共に、新聞や雑誌等の文献調査を行い、事例の背景、経緯、主張をまとめる。この結果から景観色彩問題の対立要因、現行の主たる色彩規制であるマンセル値規制について考察する。対象とする事例は社会的にも関心が高かったと思われる以下の4事

例とする.

- 黄色ビル問題(1993~)
- ピンクマンション問題(1994~)
- イタリア文化会館問題(1998~)
- 某漫画家邸問題(2007~)



図 1 黄色ビル写真(公共の色彩を考える会提供) ※一部筆者加工

#### (2) 色彩規制に関する法背景

日本で行われていた建築物の外壁色について、制限を加える法律の枠組みの流れを調査し、図1のようにまとめた.

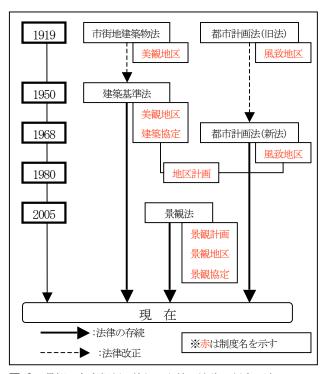


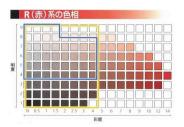
図 2 景観の色彩規制の枠組みを持つ法律・制度の流れ

景観法が制定されるまでの色彩規制に関わる枠組みは、「意匠に関する制限」という条項の示し方が多く、ここに色彩規制が含まれていると考えられる.しかし具体的な内容は条例で規定されるものがほとんどであり、法的根拠に弱く、色彩規制の有無は地域毎で異なっていた.

景観法の枠組みでは、色彩に関して制限をかけられる ことがはっきり明記されている点で画期的であり、また 法的にも強いものとなっている.

景観法の基本的な制度である景観計画では、現在ほとんどの地域で客観的指標として、マンセル値を用いた範囲指定の色彩制限を行っている.

なお本論文で扱う事例の内,某漫画家邸問題以外の事例は,全て景観法が施行される前に起こった事例である.



**図3** マンセル値による規制例 (東京都景観色彩ガイドラインより)

#### (3) 景観色彩問題の実例

対象とするそれぞれの事例についてヒヤリング,文献 調査を行い,問題の経緯と関係者の主張を整理し,以下の ような経緯図と関係者主張をまとめた表を作成した.

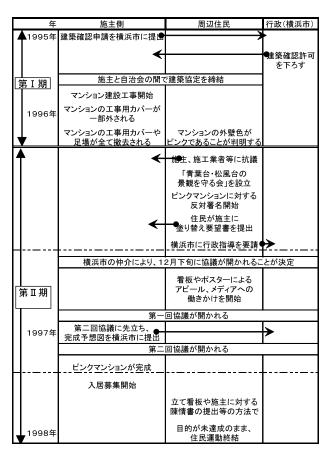


図 4 ピンクマンション問題の経緯図

表 1 ピンクマンション問題の関係者主張(一部略)

主張内容	事業者	周辺住民	行政
事業者の選定色	ピンクは施主の	外壁色がもたら	
について	好む色	す精神的・肉体	
		的苦痛	
選定色に対する	色は施主の自由	外への影響もあ	条例はあるが,色の
主張論拠	である	り外壁は公共物	配慮は施主次第
事前手続きにつ	色に関する法規	事前説明会で色	
いて	制,協定はない	に関して話なし	

## 3. 分析・考察

#### (1) 景観色彩問題の分析

まず各事例において問題の建築物について事前届出と 事前説明会が行われていたかをまとめた表を以下に示す.

表 2 各事例における事前届出・説明会の有無

事例	事前届出	色彩関連を含む事前説明会
黄色ビル問題	なし	あり(類似色ビルの見学会)
ピンクマンション問題	なし	なし
伊文化会館問題	あり(区条例)	あり(着色パース図)
某漫画家邸問題	対象外	色彩事項についてはなし

これを見ると、事前届出について4事例中3事例が行っていない、法律や条令が整備されていないために義務がなかったことが原因であるが、注目すべきは、某漫画家邸問題で、市の基準より建築物の規模が小さいため届出対象外となっている。これは、規制がかからない小規模な建築物でもこのような景観色彩に関する問題が起こりうることを示している。

また事前説明会の必要性は当然であるが,事例を詳細に見ると,説明会を行っても,説明対象とした地域の範囲が、建築物のごく近辺であったことで,地域住民にその存在が十分に理解されていなかったことがわかった.

以下は、各事例における各関係者の建築物の問題色に 対する主張と、その主張論拠をまとめたものである.

表 3 問題色についての関係者主張

27				
事例	事業者	地域住民(反対派)		
黄色ビル問題	企業カラー	外壁色による精神的・		
ピンクマンション問題	施主の好み,地域	肉体的苦痛,		
	に暖みを与える色	反射光による精神的・		
伊文化会館問題	日本の漆器色	肉体的苦痛,		
某漫画家邸問題	施主の好み	目立つ		

表 4 関係者の主張論拠

事例	事業者	地域住民(反対派)
黄色ビル問題	独自に決定可能	周囲への配慮が必要
ピンクマンション問題	施主の自由	
伊文化会館問題	*	
某漫画家邸問題	表現の自由あり	

※主張論拠の資料発見できず

まず問題色に対する事業者の意見を見ると、色の選定理由が周辺環境によらない自己嗜好の意見が多いことが分かる. また対する反対住民の意見は、全ての事例について生理的、感覚的な内容であることがわかる.

その主張論拠を見ると、事業者側は色の選定が基本的に施主の自由であることを述べているのに対し、反対住民は建物の色が周囲に影響を与える以上配慮すべき旨を主張し、両者の論拠が共有されないことがわかる.

よって以上の分析より、景観色彩問題の起こる主たる原因が、以下にあることがいえる.

- ① 色彩周知段階での説明不備や制度不備
- ② 色彩選定段階での共通論拠の不足

### (2) 現行の色彩規制に関する考察

マンセル値規制策定関係者へのヒヤリングによって, 現行の色彩規制法として広く用いられるマンセル値規制 には、以下のような特徴が存在することがわかった.

- ① マンセル値の範囲を指定して定量的に規制を行う
- ② 現状地域に存在する色を基に作成し、主として派手な色彩を除いて作成

これを基に考えると、①についてはマンセル値の規制の範囲内でも周囲との関係性で景観色彩問題を引き起こす可能性があることが考えられる。また②については、この方法だと周囲との関係を乱しやすい色を排除する方法として、ネガティブチェックの機能は存在するが、現況の景観維持の性格が強くなることが考えられる。すなわち、積極的な色彩景観の形成に発展しにくい。

よって以上からマンセル値による規制は、景観の色彩にを規制することに対して、拠り所となる理由を提示できない点に限界があることが言える.

#### (3) 今後の色彩規制のあり方について

まず制度的な課題として,某漫画家邸問題のように規模による届出対象外の建築物が生じる可能性があるため,小規模建築を含む全ての建築物について届出を課すことは有効ではないかと考える.実際草加市では近年,このような届出義務が課されることとなった.

さらに事前説明会についても建築物規模やそれが存在 する場所を考慮して,事前説明会を行う範囲を設定する ことが肝要であると考える.

規制の考え方についてであるが、個々の地域において 色彩に関する共通意識を作ることが最も重要である。す なわちそれは、地域の色彩に関して拠り所となるものを 見つける作業であり、例えば古くから地域の景観を構成 していた素材、あるいは色が歴史を探ることで明らかに なれば、これがその拠り所として存在する可能性もある **謝辞**:本研究には多くの方々に協力頂き,まことにありがとうございました.心より感謝申し上げます.

## 付録

#### 参考文献

- 1) 島村桂こ: 『景観色彩計画をめぐる諸問題について一人 口景観美学の仮定と面分割方式の提案―』, 土木計画学研 究・講演集Vol. 18(2), 1995
- 2) 伊藤隆, 若井正一: 『建物の外壁色が近隣地域に与える社会的影響に関する一考察―高輝度黄色系の外壁仕上げの 量販店を事例とした実態調査―』, 日本建築学会関東支部研究報告書, 2004
- 3) 三輪康一・野間修一・安田丑作・末包伸吾・栗山尚子: 『都市景観形成のための大規模建築物の色彩誘導基準に 関する研究―尼崎市の景観届出制度適用建築物の実態調 査を通して一』,日本建築学会技術報告書Vol.13 No.26,2007
- 4) 豊野翔・山本明:『景観計画における色彩の規制と誘導〜 景観法制定後の各自治体の動向〜』,日本建築学会大会学 術講演梗概集,2007